

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【商業登記法Ⅲ】

頁数	問題番号	誤	正
4	9-13 右記のと おり訂正	令和元年改正前は、支店所在地において、商号、本店及び当該管轄区域内にある支店、会社成立年月日、登記記録区にされた登記（支店を設置・移転した旨及びその年月日）が登記事項となっていた。そこで、株式会社の本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合において、旧所在地を管轄する登記所の管轄区域内に支店を置いているときには、上記以外の登記事項は、登記官が職権により抹消することになっていた（旧規 65V）。しかし、改正後は支店所在地における登記は廃止されたため、支店の有無にかかわらず、旧所在地を管轄する登記所における登記簿は閉鎖されることになる。	

【商業登記法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
132	22-21	③ <u>清算人設置会社であるときはその旨</u>	③ <u>清算人会設置会社であるときはその旨</u>
158	23-3 右記のとおり変更	<p>○ <u>学校法人</u>を設立するには、<u>寄附行為</u>を作成し、<u>所属庁の認可</u>を受けなければならない。そこで、組合等登記令2条1項で「組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、<u>設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内</u>にしなければならない。」と規定され、一方、同24条で「登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その<u>認可書の到達した時から登記の期間を起算する</u>」と規定されている。本肢において、いずれの条文が問われているのかは明確になっておらず疑義が生じるが、他の肢との関係で、○とする（元々は正しいものの組合せを問う問題）。</p>	
172	(イ) 右記のとおり変更	<p><u>学校法人</u>を設立するには、<u>寄附行為</u>を作成し、<u>所属庁の認可</u>を受けなければならない。そこで、組合等登記令2条1項で「組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、<u>設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内</u>にしなければならない。」と規定され、一方、同24条で「登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その<u>認可書の到達した時から登記の期間を起算する</u>」と規定されている。本肢において、いずれの条文が問われているのかは明確になっておらず疑義が生じるが、過去にも同様の出題があった〔昭57-36〕ため、ここでは○とする。</p>	